

1. 件 名：原子力規制庁の所管する行政手続のオンライン化に係る要望について

2. 日 時：令和3年4月27日(火) 10:20～11:20

3. 場 所：原子力規制庁4階会議室 ※WEB会議にて実施

4. 出席者：

<原子力規制庁>

原子力規制庁長官官房総務課 森係長、堀係員

<関西電力株式会社>

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループマネージャー他3名

5. 要 旨：

関西電力株式会社から、「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（以下「施行規則」という。）の施行に伴い実施可能となった行政手続のオンライン化について、資料に基づき確認事項の背景などについて説明を受けた。

原子力規制庁より、現時点の検討状況として

- ・ 想定される申請、届出方法は e-gov 又はメールによる方法
- ・ 行政機関等への申請の到達時点は、当該行政機関等の使用に係る情報システムに備えられたファイルへの記録が完了した時点
- ・ 「電子署名を用いた方法」と「識別符号・暗証符号を用いた方法」については、原子力規制庁が指定する方法によることを想定
- ・ 電子申請可能な情報の範囲は今後整理が必要。申請を電子と紙に分割することは施行規則第6条第1項第2号に基づき実施可能
- ・ 正本、副本の取扱いについては現状検討中
- ・ 電子申請した場合は書類提出等を必要としない方針

である旨回答をした。

関西電力株式会社からは、本日の面談を踏まえて至近での届出についてはメールによる方法の実現可能性を検討するとともに、今後の電子申請についての原子力規制庁の対応を見ながら作業を進めていく旨発言があった。

6. 資 料：

資料 法令改正を受けた申請・届出の電子化対応の活用について